

○内閣府告示第四百八十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第四百十五号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十八年十二月十三日付で認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 札幌市
- 二 地域再生計画の名称 首都圏連携による地方送客を含めた戦略的なMICE誘致プロジェクト
- 三 地域再生計画の区域の範囲 札幌市の全域
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第四百九十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第四百八十五号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十八年十二月十三日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 久慈市
- 二 地域再生計画の名称 久慈版ヘルスツーリズムによる地域ヘルスケアビジネス推進計画
- 三 地域再生計画の区域の範囲 久慈市の全域
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第四百九十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第五百六号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十八年十二月十三日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 富谷市
- 二 地域再生計画の名称 公共交通ネットワーク推進計画
- 三 地域再生計画の区域の範囲 富谷市の全域
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第四百九十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第五百十一号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十八年十二月十三日付で認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 秋田県及び大館市
- 二 地域再生計画の名称 秋田総活躍社会実現促進計画
- 三 地域再生計画の区域の範囲 秋田県の全域
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第四百九十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第五百八十四号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十八年十二月十三日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 飯能市
- 二 地域再生計画の名称 森林文化都市はんのう 魅力ある都市回廊空間づくりのためのブラッシュアッププロジェクト（あけぼの子どもの森公園再整備事業）
- 三 地域再生計画の区域の範囲 飯能市の全域
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）及びまち・ひと・しごと

と創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

## ○内閣府告示第四百九十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第千二百二十三号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十八年十二月十三日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 南砺市
- 二 地域再生計画の名称 TOGA国際芸術村を核としたクリエイティブレッジ構想
- 三 地域再生計画の区域の範囲 南砺市の区域の一部（五箇山地域）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）。
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）及び地域再生戦略交付

金  
(五の六)



○内閣府告示第四百九十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第六百六十三号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十八年十二月十三日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 射水市
- 二 地域再生計画の名称 完全養殖サクラマスによるローカルブランディング創出計画
- 三 地域再生計画の区域の範囲 射水市の全域
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第四百九十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第六百六十六号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十八年十二月十三日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 富山県下新川郡入善町
- 二 地域再生計画の名称 入善町における移住3大要素「結・職・住」の強化による定住促進計画
- 三 地域再生計画の区域の範囲 富山県下新川郡入善町の全域
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

## ○内閣府告示第四百九十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第七百五十九号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十八年十二月十三日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 藤枝市及び島田市
- 二 地域再生計画の名称 ICTで人の流れを呼び込む教育・産業づくり推進プロジェクト
- 三 地域再生計画の区域の範囲 藤枝市及び島田市の全域
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第四百九十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第千二百二十五号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十八年十二月十三日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 伊豆市
- 二 地域再生計画の名称 伊豆市コンパクトタウン&ネットワーク計画
- 三 地域再生計画の区域の範囲 伊豆市の全域
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）及び地域再生戦略交付金（五の六）

○内閣府告示第四百九十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第七百六十五号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十八年十二月十三日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 愛知県
- 二 地域再生計画の名称  $\wedge$ 健康寿命延伸 $\times$ 農林水産業強化 $\searrow$ 愛知プロジェクト
- 三 地域再生計画の区域の範囲 愛知県の全域
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第五百号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第七百九十四号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十八年十二月十三日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 三重県多気郡明和町
- 二 地域再生計画の名称 歴史と自然が彩るおもてなしのまちづくり再生計画
- 三 地域再生計画の区域の範囲 三重県多気郡明和町の全域
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第五百一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第八八号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十八年十二月十三日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 京都府、京都市、綾部市、宇治市、亀岡市、城陽市、長岡京市、八幡市、南丹市及び木津川市並びに京都府綴喜郡井手町及び宇治田原町、相楽郡精華町並びに船井郡京丹波町
- 二 地域再生計画の名称 京都全域における地域づくりと一体となった広域観光地域再生計画
- 三 地域再生計画の区域の範囲 京都府の全域
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第五百二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第八百九号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十八年十二月十三日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 京都府、京都市、舞鶴市、城陽市、八幡市、京田辺市及び木津川市並びに京都府乙訓郡大山崎町、久世郡久御山町、綴喜郡宇治田原町並びに相楽郡和束町及び精華町
- 二 地域再生計画の名称 京都府における移住促進、文化産業形成、府民総活躍による地域再生計画
- 三 地域再生計画の区域の範囲 京都府の全域
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）



○内閣府告示第五百三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第八百四十一号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十八年十二月十三日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 大東市
- 二 地域再生計画の名称 職住楽超近接のまちづくり（エリアマネジメントを通じたまちの再生、賑わい、しごとづくり）
- 三 地域再生計画の区域の範囲 大東市の全域
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第五百四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第八百五十二号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十八年十二月十三日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 豊岡市
- 二 地域再生計画の名称 豊岡で暮らすことの価値を磨き自信と誇りの持てるまち推進
- 三 地域再生計画の区域の範囲 豊岡市の全域
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第五百五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第八百七十四号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十八年十二月十三日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 奈良県
- 二 地域再生計画の名称 外国人をターゲットとした観光誘客促進
- 三 地域再生計画の区域の範囲 奈良県の全域
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第五百六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第八百七十三号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十八年十二月十三日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 奈良県
- 二 地域再生計画の名称 「食」と「農」の連接を中心とした県南部・東部地域の観光振興
- 三 地域再生計画の区域の範囲 奈良県の全域
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第五百七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第八百九十四号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十八年十二月十三日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 和歌山市
- 二 地域再生計画の名称 地域資源を活用した広域観光プロジェクト〈海・まち・山、多彩な資源が織り成す地域産業の振興〉
- 三 地域再生計画の区域の範囲 和歌山市の全域
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）及びまち・ひと・しごと

と創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第五百八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第九百十九号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十八年十二月十三日付で認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 島根県及び島根県隠岐郡隠岐の島町
- 二 地域再生計画の名称 観光総合対策プロジェクト
- 三 地域再生計画の区域の範囲 島根県の全域
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第五百九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第九百四十七号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十八年十二月十三日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 岡山県小田郡矢掛町
- 二 地域再生計画の名称 歴史的町並みを活用した矢掛賑わい創出計画
- 三 地域再生計画の区域の範囲 岡山県小田郡矢掛町の全域
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）



○内閣府告示第五百十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第九百六十三号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十八年十二月十三日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 山口県、山口市、美祢市及び長門市
- 二 地域再生計画の名称 明治150年を契機とした観光目的地及び産業創出事業
- 三 地域再生計画の区域の範囲 山口県の全域
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第五百十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第九百九十二号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十八年十二月十三日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 愛媛県
- 二 地域再生計画の名称 来て観て住んで！えひめの交流・定住推進事業
- 三 地域再生計画の区域の範囲 愛媛県の全域
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第五百十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第九百九十号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十八年十二月十三日付で認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 愛媛県
- 二 地域再生計画の名称 更なる高みへ！自転車新文化の推進による愛媛の地方創生実現化事業
- 三 地域再生計画の区域の範囲 愛媛県の全域
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第五百十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第九百九十一号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十八年十二月十三日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 愛媛県
- 二 地域再生計画の名称 国内外からカネとヒトを呼び込む！オール愛媛（産官学金等）で取り組む営業力強化・ものづくり事業
- 三 地域再生計画の区域の範囲 愛媛県の全域
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第五百十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第九百九十七号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十八年十二月十三日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 八幡浜市
- 二 地域再生計画の名称 健幸都市としての魅力向上による「まちなか」再生計画
- 三 地域再生計画の区域の範囲 八幡浜市の全域
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第五百十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第千十三号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十八年十二月十三日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 高知県長岡郡本山町
- 二 地域再生計画の名称 「ちよつと」ビジネスで定住促進プロジェクト
- 三 地域再生計画の区域の範囲 高知県長岡郡本山町の全域
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第五百十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第千十四号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十八年十二月十三日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 高知県長岡郡大豊町
- 二 地域再生計画の名称 地域資源を活用した子供から高齢者までが安心して生活できる山村づくり事業
- 三 地域再生計画の区域の範囲 高知県長岡郡大豊町の全域
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第五百十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第千四十六号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十八年十二月十三日付で認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 長崎市
- 二 地域再生計画の名称 「交流の産業化」による長崎創生
- 三 地域再生計画の区域の範囲 長崎市の全域
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）



○内閣府告示第五百十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第千百七号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十八年十二月十三日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 青森県弘前市、石川県加賀市及び大阪府泉佐野市
- 二 地域再生計画の名称 都市と地方をつなぐ就労支援カレッジプロジェクト
- 三 地域再生計画の区域の範囲 青森県弘前市、石川県加賀市及び大阪府泉佐野市の全域
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第五百十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第三十三号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十八年十二月十三日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 千葉県長生郡一宮町
- 二 地域再生計画の名称 一宮町新世代サーフタウン地域再生計画
- 三 地域再生計画の区域の範囲 千葉県長生郡一宮町の全域
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）及び補助対象財産の転用手続きの一元化・迅速化（五の五⑬）